後見制度について(9) ~任意後見制度②~

「任意後見制度」についてよりご理解いただくために、具体的 な事例を用いてご説明いたしましょう。

主人公は、A 子さん 64歳。2年程前に、短大卒業以来勤務してきた大企業を退職しました。定年の 60歳を過ぎてから2年間は嘱託社員として働いていましたが、ずっと独身で堅実な生活をしてきたので、老後の貯蓄も十分に貯まっていましたし、85歳を過ぎた母親の介護で忙しくなったため、退職を決意しました。



母親は数カ月前に亡くなりましたが、退職後はじっくりと母親 と向き合うことができ、A さんは、最後に親孝行が出来たととても満足していました。

しかし、母親の葬儀も終わり少し落ち着いたころ、A 子さんはふと考えました。この数年間、母親の病気、介護、死後の葬儀や手続きなどで、本当に大変な思いをした。母親は自分ではほとんど何も出来ない、決められない状況だったので、病院も介護のヘルパーさんやケアマネさんも、すべて娘であるA子さんに母親の意思決定を求めてくる。母親が亡くなった後は、当然のように「喪主様」「ご遺族様」と言われて、すべてをA子さんが取り仕切り、決断しなければならなかった。でも、20 年後にA子さん自身が同じ状況になったときは、いったい誰が私の大切な意思決定をしてくれるのだろうか。そして、急に不安に襲われました。

そこでA子さんは、関連書籍を読んだり、インターネット検索を駆使したりして、頼れる家族がいない状態で病気や認知症になったり、亡くなったりしても、自分も困らない、誰にも迷惑をかけない方法を、必死で探しました。

ちなみに A 子さんには兄弟姉妹はなく、ひとりっ子でした。一番近い親族といえば、両親の兄弟姉妹の子どもたち、つまり A 子さんから見ればいとこ達ですが、子供の頃は仲よく遊んでいたとはいえ、大人になってからは親族の誰かのお葬式のときにしか顔を合わせない程度の付き合いになっています。そんないとこ達に迷惑をかけることは、申し訳ない気持ちと共に、これまで自分一人の力だけで自信を持って生きてきた A 子さんにとってのプライドを保ちたいという思いもありました。

A 子さんは、OAG ライフサポートと「フルパック契約」を締結しました。身元保証を含む見守り等事務委任契約、任意後見契約及び死後事務委任契約がパッケージ化された契約です。

公証役場で OAG のフルパック契約を締結した A 子さん、これで「もしも」のときのことを心配せずに、前向きに楽しんで生きていけると晴れやかな気持ちになっていました。

そんな矢先。それまでの母親の介護、死、ご自身の不安、契約と、緊張の連続から解放されたとき。A子さんは、自宅で倒れてしまいました。クモ膜下出血でした。